

町県民税の申告と所得税の確定申告はお早めに!

町の申告受付について

▼期間 2月16日(金)～3月15日(木)
※土日は除く

▼場所 役場4階第1会議室

▼受付時間 9時～11時45分、
13時～16時

申告内容

- 町県民税申告
- 簡易な確定申告(申告書A)
- 年金、給与収入が対象です。

- 申告書(会場内配布有)、印鑑
- 源泉徴収票や各種控除の証明書(医療費控除を受ける方は、合計額を計算し、明細書を作成してください)。

○前年の申告書の控え一式

○所得税の還付金がある場合、申告者名義の口座番号がわかるもの

持ち物

- 本人確認書類(マイナンバー
カードまたは、通知カードなど
の番号確認書類と運転免許
証などの身元確認書類)
- ※代理による申告、町会場で確
定申告をされる場合、本人確
認書類の写しの添付が必要です。

私は申告が
必要ですか？



【注意】

- 1 医療費控除等の申告により、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。
- 2 公的年金等以外の所得が20万円以下で所得税の申告が不要な場合でも、町県民税の申告は必要です。



申告書の内容は、国民健康保
険税などの算定資料にもなりま
す。また、申告がない場合は、
所得証明書等の発行ができませ
んのでご注意ください。

○町県民税申告
○簡易な確定申告(申告書A)
○年金、給与収入が対象です。
※事業や不動産収入・各種譲渡
所得・損失の繰越・青色申告等
の確定申告書Bを使用する方・
住宅借入金等特別控除(初年
度)・過去の確定申告の相談は、
税務署が開設する会場で申告を
お願いします。

確定申告について
平塚税務署
町県民税について
内線253
電話 (22) 1400-0

